

年金制度はどう変わる？

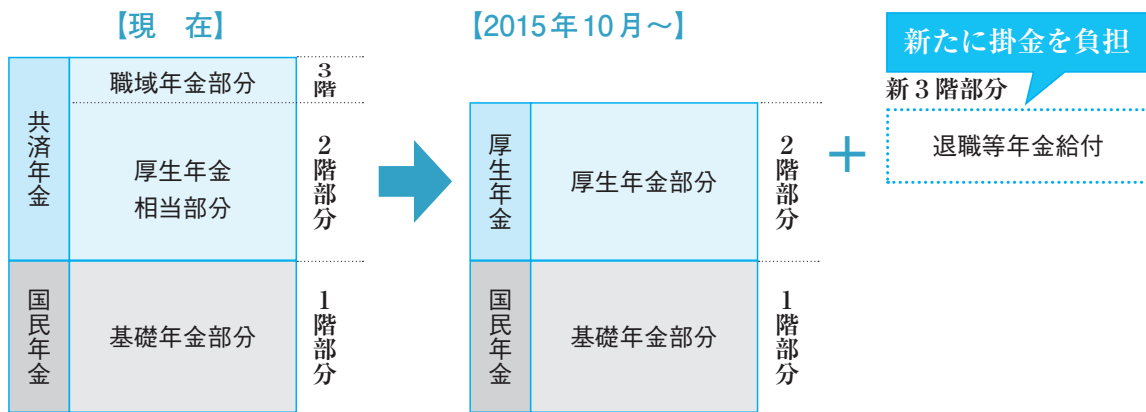
2015年10月から被用者年金制度が一元化されます

第2回 年金の保険料率〔掛金率と負担金率〕について

今回は、年金に要する保険料率について説明します。

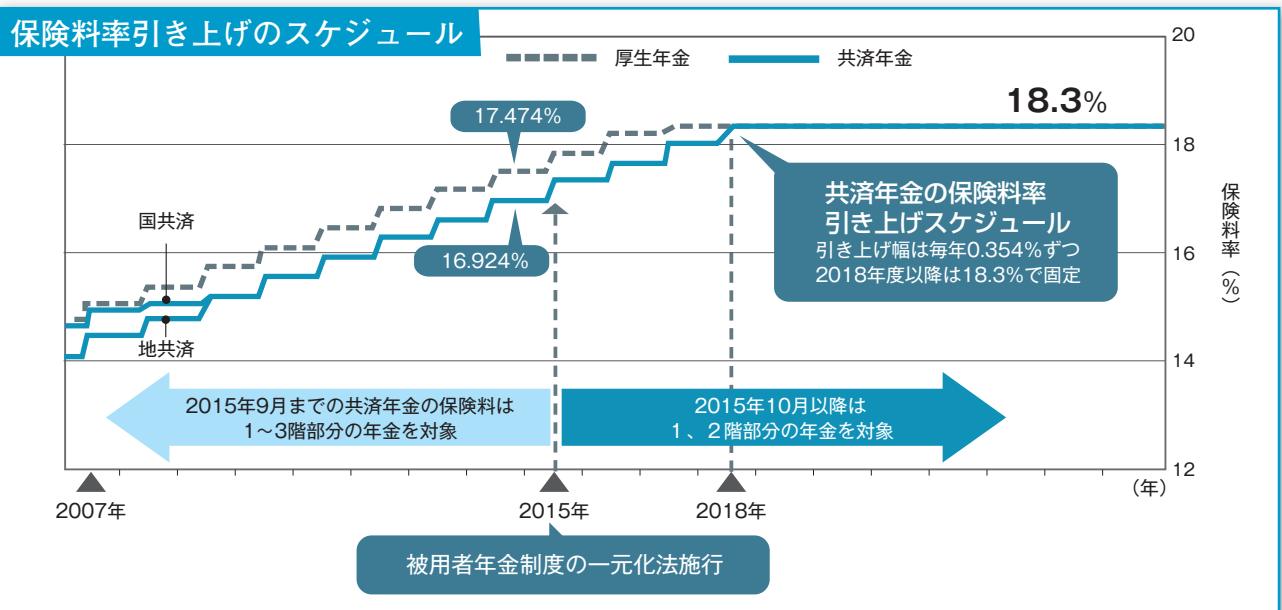
被用者年金制度の一元化により共済年金は2015年10月に厚生年金に統一されます。現在の保険料率は、国民年金の基礎年金部分(1階部分)と共済年金の厚生年金相当部分(2階部分)・職域年金部分(3階部分)の保険料率として設定されていますが、共済年金が厚生年金に統一され、公務員独自の3階部分である職域年金が廃止される2015年10月以降は、1階と2階部分に係る保険料率として組み換えられることになりました。

また、廃止される職域年金に代わり新たな3階部分として民間の企業年金に相当する退職等年金給付が創設されます。この退職等年金給付に必要な財源は、これまでの保険料とは別に掛金と負担金を負担していただくことになります。現時点では、掛金率は決まっていますが、法定上限率は1.5%とされています。



保険料率(退職等年金給付に係る掛金率を除く。)は、法律で引き上げスケジュールが定められており、毎年9月に0.354%ずつ引き上げられています。

2015年10月以降もこのスケジュールに基づき保険料率は引き上げられ、2018年9月に18.3%で固定されます。



<お問合せ先> 年金課 TEL082-545-8555